

# 簡易感震ブレーカー等配布申請書

清瀬市長 殿

受付番号

清瀬市防災器具等助成事業実施要綱および留意事項に基づき、簡易感震ブレーカー等の支給を下記のとおり申請します。なお、本申請における受給条件に虚偽が生じた場合は、現品（簡易感震ブレーカー等）を返却いたします。

また、申請内容を確認するため、関係部署等へ申請情報を照会することに同意します。

※今回の支給対象は清瀬市内にある昭和56年5月以前に建築された木造住宅の住居専用の世帯。

申請日 年 月 日

記

申請者住所	〒204- 清瀬市	(アパート等の名称、部屋番号も正確にお書き下さい)
フリガナ		お住まいの住宅の建築年月日
申請者氏名		昭和 年 月 日
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	連絡先(日中連絡が取れる電話番号)
身分証明証等のコピー	免許書・保険証・その他( )	世帯人数 人

## 【留意事項】

- 1 利用者の住居の所有状況等、個人情報を入力して申請すること。
- 2 身分証明証（運転免許証、国民健康保険証等）のコピーを提出すること。
- 3 退去時等の壁などの補修費用については、自己負担とすること。
- 4 一世帯につき一回のみの申請とすること。
- 5 設置は利用者が行うこと。
- 6 設置前にブレーカー周辺のほこりや汚れ等を十分に除去しておくこと。
- 7 設置時及び災害時に発生する停電により、電気製品の使用ができなくなる場合があり、ご家庭内の電源全て遮断されることについて、市は責任を負わないこととする。
- 8 設置後の対応について、市は関与しないものとする。
- 9 器具の取り付けにより家屋に損害が生じて、その賠償には応じられません。
- 10 器具を取り付けて震災時等に火災が生じて、その賠償には応じられません。

市使用欄  
(控え記入欄)